

3. 調査方法

調査方法としては、先ずアジア諸国の商標制度に関する質問事項を整理して質問状(アンケート)を作成するとともに、アジア各国の法律事務所を選定し、該法律事務所へアンケートを送付してその回答を入手した。次に、アンケートの回答を得たアジア各国の法律事務所を実際に訪問(9月29日～10月9日：韓国、台湾、香港、中国、10月20日～10月26日：マレーシア、シンガポール、インドネシア、11月12日～11月21日：インド、タイ、ベトナム、フィリピン)し、アンケートの疑問点等について議論を行い、回答の内容を確認した。さらに報告書作成時には各国の法令や内外国の文献を参酌して各国法律事務所の回答の裏付けをとり、本報告書を作成した。

また各国法律事務所の訪問時には、できる限り訪問国の商標制度に関連した法令、公報、各種基準、拒絶理由通知例等を収集した。

さらに上述した調査活動とは別に、日本の企業からアジアの商標制度・運用に詳しいメンバーを募ってワーキンググループを構成し、アジア各国の商標制度・運用に関する問題点や要望を抽出した。ワーキンググループの会は3回(7月30日、8月20日、9月10日)開催し、上記内容について議論を行った。このワーキンググループの活動を通じて抽出したアジア各国の商標制度に関する問題点や要望についても本報告書の各国別記載の末尾に記載した。

4. 訪問先とご協力いただいた方々

本調査にて訪問した法律事務所と、ご協力いただいた方々を、以下に記載する。

<韓国>

Kim & Chan (金・張法律事務所)	ソウル
弁理士	Mr. Lee Jung-hee (李 中熙)
弁理士	Mr. Koh Yee Hwa (高 利化)
弁理士	Ms. Lee Kyoung-Sun (李 瓊宣)
D.R.CHOI International Patent Office (崔達龍国際特許法律事務所)	ソウル
弁理士	Mr. Choi Dall-Ryong (崔 達龍)

< 台湾 >

Taiwan International Patent & Law Office (台湾国際専利法律事務所)	台北
所長、弁護士	Mr. J. K. Lin (林志剛)
商標部(日本)部長	Mr. C. C. Chen (陳前呈)

< 中国 >

King & Wood (金杜法律事務所)	北京
所長、弁護士、特許弁理士、 商標弁理士、仲裁員	Mr. Chixue Wei (魏啓学)
パートナー、商標代理人	Ms. Xiaoli Shelley Yang
弁護士	Ms. Rui Wei (魏蕊)

< 中国 (香港) >

Wenping & Co. (文彬国際商標専利事務所)	香港
Trade Mark Manager, In-House Counsel	Mr. Kenny H. M. Leung (梁学文)
Head of Patent Department	Ms. Kanina G. K. Lai
In-House Counsel	Mr. Cary H. P. Lam (林漢標)

< インド >

Chandrakahnt M. Joshi	ムンバイ
コンサルタント、前商標登録局長官	Mr. T. R. Subramanian
所長	Mr. Hiral Joshi
渉外担当	Mr. C. J. Khambatta

< フィリピン >

Law Firm of V.E.Del Rosario and Partners	マニラ
パートナー、弁護士、 知的財産部門長	Ms. Editha Rivera-Hechanova

< ベトナム >

Patent & Trademark Bureau, Chamber of Commerce and Industry of Vietnam	ハノイ
所長、特許弁護士、 APAA ベトナムグループ 会長	Mr. Do Thuong Ngai
特許弁護士	Dr. Ngujen Van Giap

ベトナム商工会議所 日本代表事務所	東京
事務局長	Ms. 児島 あき

< タイ >

International Legal Counsellors Thailand Ltd.	バンコク
弁護士、 AIPPI タイグループ 会長	Mr. Chavalit Uttasart
パートナー、弁護士	Mr. Supasak Chirasavinuprapand
パートナー、弁護士	Mr. Kasame Jai-ob-orm

< マレーシア >

Peter Huang & Richard	ペナン
弁護士	Mr. Peter Huang
商標代理人	Ms. Helen Huang
商標代理人	Mr. Robert Huang

< シンガポール >

W.P.Lai & Co.	シンガポール
特許・商標代理人	Mr. Y. F. Chong
商標代理人	Ms. Susan Chong

< インドネシア >

PT.HAKINDAH INTERNATIONAL (ハキンダ・インターナショナル)	ジャカルタ
知的財産技術コンサルタント	Ms. Yoshie Yamamoto (山本 芳栄)